

平成24年度事業報告

平成24年度は、次の事業を計画し、事業の実施及び進展を図ることができた事項について報告する。

平成24年度事業計画基本方針

1 公益事業

- 1 調理師養成教育制度の調査、研究（総務部会）
- 2 調理師養成施設の適正な運営の推進（総務部会）
- 3 調理師養成教育制度にかかる資料収集（総務部会）
- 4 調理師養成教育教材編纂頒布事業（教育振興部会）
- 5 教職員のためのセミナー（教育振興部会）
- 6 教育振興事業（教育振興部会）
- 7 食育推進普及事業（教育振興部会）
- 8 新規事業の企画、検討及び調査（総務部会）

2 収益事業

- 1 図書市販事業（教育振興部会）
- 2 編集受託事業（教育振興部会）

3 共益事業

- 1 会員事業（総務部会）
- 2 その他

4 法人運営に関する事業

- 1 公益社団法人への移行認定申請（総務部会）
- 2 事務局組織の充実強化（総務部会）

平成24年度事業報告

1 公益事業

1 調理師養成教育制度の調査、研究（総務部会）

(1) 養成教育制度の改正要望

- 1) 協会は、調理師養成教育制度のあり方について、平成17年度から調理の現場から求められる人材像、調理師養成教育における課題、調理師養成教育制度の将来的あり方など様々な角度から調査を行い、その結果を報告書としてまとめ、会員はもとより厚生労働省に報告している。

これまでに報告している報告書は、次のとおりである。

平成18年 5月30日 調査研究中間報告書～求められる人材像と調理師養成教育制度～

平成19年 5月31日 調査研究報告書～求められる人材像と調理師養成教育制度～

平成22年 4月22日 調理師養成教育制度の現状把握のための調査報告書

平成22年 9月 8日 調理師養成教育制度の現状把握のための追加調査集計結果報告書

平成23年 3月 2日 調理師養成教育制度の充実について～将来的な調理師養成を見据えた第一段階～(報告書)

- 2) これらの報告書を提出したことにより、厚生労働省は、本年度において調理師の養成のあり方にかかる検討会を設置し、4回にわたって調理師養成施設におけるカリキュラムの見直しなど調理師の養成のあり方等について検討を行い、2月19日付で「調理師の養成のあり方にかかる検討会報告書」をまとめた。

同検討会の構成員は、業界関係者、団体等であり、協会からは副会長、養成施設教職員が参画し、調理師養成教育制度の将来的あり方等について意見を述べた。

3) また、養成教育制度の改善等については、厚生労働省に報告書を提出する際、書面又は口頭による要望活動を併せて行っている。

平成18年12月6日 調理師試験制度にかかる改善要望について(書面)

平成20年7月17日 調理師養成教育制度に係る調査研究報告及び改善要望について(書面)

平成20年7月17日 調理師試験制度にかかる改善要望(口頭)

4) 現在、これらの要望に対する回答が得られていないため、引き続き回答を求めるとともに、厚生労働省で進められている調理師養成施設指導要領等の改正検討に盛り込まれるよう必要な働きかけを行うこととしている。

5) また、平成23年度において、調理師養成施設の新規指定、内容変更の承認申請に対する適正指導について、12月8日付けで厚生労働大臣、地方厚生局長等に要望書を提出し、養成施設の適正な配置、地域の実情にあった入学定員の指導を求めている。

2 調理師養成施設の適正な運営の推進（総務部会）

(1) 調理師養成施設の適正な運営の推進

1) 調理師養成施設倫理規程の周知

① 「調理師養成施設倫理規程」を平成23年度第2回理事会において制定し、平成23年度第2回総会(3月28日開催)で遵守することを採択決議し、全ての調理師養成施設に同規程を送付、周知を図っている。

② また、同倫理規程の適正な運用を図るため、理事会の諮問機関として第三者機関「調理師養成施設倫理委員会」を設置することとし、その設置要綱をまとめた。

現在、構成員候補者推薦団体の絞り込みを行い、構成員の推薦を依頼している。

③ 本年度末、文部科学省において「専修学校における学校評価ガイドライン」が策定されたことに伴い、倫理規程と同ガイドラインの整合性を確保することとし、倫理規程の点検を行い、必要な改正を行うこととしてその準備に入った。

3 調理師養成教育制度にかかる情報収集（総務部会）

(1) 調理師養成施設一覧の作成配布

- 1) 協会は、協会を設立した昭和48年度から毎年度当初（4月1日現在）に厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室から資料の提供を受けるとともに、協会が収集した資料等に基づいて「調理師養成施設一覧」を作成し、会員、賛助会員をはじめ厚生労働省、地方厚生局、各都道府県衛生主管部（局）及び関係団体等に養成施設の広報資料として配布している。
- 2) 本年度においては、600部を作成し、各養成施設はもとより、厚生労働省、地方厚生局、各都道府県等に配布した。

(2) 調理師養成施設関係統計の作成について

- 1) 調理師養成施設関係統計は、昭和55年度から1年1回定期的に発刊することを基本方針に発行を続けてきた。
- 2) 平成22年度からWeb配信とし、従来の構成をそのまま活かしたPDFでの閲覧に改めたが、冊子での発行に戻す要望が多くあったため、Web版で配信するとともに、3年に1回冊子版を発行することとした。
- 3) 本年度は、冊子版を発行するとともにWeb版で公表している。冊子版は、350部を作成し、正会員はもとより、関係団体等に配布した。

4 調理師養成教育教材編纂頒布事業（教育振興部会）

(1) 調理師養成教育全書＜必修編＞

同全書＜必修編＞全8巻については、平成16年の初版発刊以来、社会情勢の変化などに伴う内容の見直しを2～3年ごとに行っている。平成24年度当初は、平成25年度から改正指導要領が適用となる予定で改訂編集作業を進めていたが、6月下旬に、厚生労働省において、省令改正も視野に入れて調理師養成施設指導要領を見直すこととなったことから、急遽必修編教科書の改訂作業をストップさせ、データの更新等見直し年度の編集作業に切り替え、平成25年2月に第5版として発刊した。

次年度は、平成24年11月から4回にわたり厚生労働省において開催された「調理師の養成のあり方等に関する検討会」の結果報告書に示された新しいカリキュラムに則り、大幅な改訂編集作業を進め、平成26年12月の改訂版発刊を目指すこととしている。

(2) 調理師養成教育全書必携問題集

同必携問題集については、必修編教科書の内容と連動していることから、平成24年度は、同教科書の一部見直しに併せ、問題集にも手を入れ、第5版対応本として発刊した。

(3) その他の教育教材図書

『調理師養成教育全書<選択編>』の一部、『総合調理用語辞典』、『調理実習ノート』については、必要部数を増刷した。

(4) 協会教材の発送・保管管理業務

協会教材図書の発送・保管管理業務については、平成23年10月から協会の業務として一本化を図っており、平成24年度から本格稼働させた。

5 教職員のためのセミナー（教育振興部会）

(1) 教職員セミナーの開催

このセミナーは、昭和60年度からほぼ隔年で各地区輪番制により実施してきたが、通算13回目となった平成23年度開催のセミナーを最後に地区輪番形式を終了させた。

平成25年度からは、公益社団への移行に併せ、一般公開、参加料無料など、公益性の確保に配慮したものとして内容を一新させることとし、平成24年度は、その具体的内容の検討を行い、実施要領案を固めた。また、従前より別立てで開催を検討してきた「研究発表会」を本セミナーの一つのコンテンツとして入れることとなった。

(2) 教員資格認定にかかる研修の実施

協会は、昭和57年から調理師養成施設における調理理論及び調理実習の教員資格認定研修を実施してきた。平成24年度の予備調査の結果は、15校25名（調理理論専攻8名、調理実習専攻17名）と、規定の人数に達しなかったことから、実施を見送った。

6 教育振興事業（教育振興部会）

(1) 調理技術評価コンクール事業

1) 地区大会

協会は、昭和60年度の第1回開催から、毎年度、調理技術コンクール全国大会を実施しており、平成24年度で第28回を数えた。

平成20年度開催の第24回大会より導入した地区大会は、今回で5回目となるが、年々盛んとなり定着してきている。今回の地区大会の出場者数は453名で、大幅に数を増やした前年に並び、さらに出場校数は過去最大となる90校であった。

2) 全国大会

地区大会の結果、選抜された57校145名(日本料理56名、西洋料理56名、中国料理33名)が、平成25年2月26、27日の全国大会に臨んだ。

会場は前回と同様で、武蔵野調理師専門学校を作業会場とし、都立産業貿易センターを展示会場として、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、観光庁の1府3省1庁及び調理関係13団体の後援、そして18社の協賛を得て、3年ぶりに復活した「全調協食育フェスタ」の1つのコンテンツとして開催した。

(2) 技術考査受託事業

1) 技術考査の実施

協会は、昭和57年から本事業を毎年実施している。平成24年度は、秋季を平成24年9月6日に、春季を平成25年1月24日に実施し、秋季は25校396名、春季は262校13,266名の計13,662名が受験した。

2) 成績活用

協会は、平成4年度から技術考査の成績を養成施設の全国的な評価、学生・生徒の学習評価等の参考資料として活用する事業を行っている。平成24年度の活用申請は、44校であった。

3) 合格者台帳のデジタル化

合格者台帳のデジタル化については、平成23年度に実施方法の検討を行い、協会事務局のコピーやプリンターの複合機を使ってPDFに変換することで、必要最低限の検索が見込めることが分かったことから、平成24年度は、過去のものを含めてすべての台帳についてPDF化を図り、合格者を確認をする際などに、データにより検索できるようになった。

7 食育推進普及事業（教育振興部会）

(1) 食育推進のための体験活動等

1) 第7回食育推進全国大会への参加

平成24年6月16、17日の2日間、神奈川県横浜市にあるパシフィコ横浜・はまぎんホールにおいて、内閣府と横浜市の主催による「第7回食育推進全国大会」が開催され、協会は今回も出展参加した。

今回は地元会員校の横浜調理師専門学校の全面的な協力を得て、全調協ブース内でミニ食育教室を実施し、かながわブランドの一つ「やまゆりポーク」を使ったミラノ風カツレツの実習と地産地消等に関する食育の簡単な講義を行った。

2日間の入場者数は約36,800人(内閣府発表)と大変な賑わいで、協会ブースにも幅広い年齢層の人々が訪れ、地元の養成施設並びに協会の食育事業を全国規模でアピールすることができた。

2) 食育教室の開催

平成24年度に食育教室を実施した養成施設は、前年度より2校上回る86校で、このうち新規開催校が1校あったことから、これまでに食育教室を実施したことのある会員校の累計は148校となった。

平成24年度も1府3省から後援を得て、食育教室告知用ツールのポスターをA2判で作成するとともに、その絵柄を使ってデザインしたA4判のチラシを希望があればPDF形式で配信できるようにし、このポスターとチラシの見本版を事前に各会員校に送付した。

さらに、平成18年度より、食育教室を開催した養成施設に「食育推進校」認定プレートを授与してきているが、24年度は新たに認定されたのは1校であった。

一方、平成20年度から実施している食育教室5年連続開催校への表彰(クリスタル製表彰盾贈呈)については、24年度は5校がその対象となった。

3) 全調協食育フェスタの開催

協会は、プレを含め過去3回開催した食育フェスタを経済的事情から

暫く休止していたが、震災後の日本を活気づけようと3年ぶりに復活させ、平成25年2月27日に都立産業貿易センターにおいて、「第3回全調協食育フェスタ」として開催した。

同フェスタは、テーマを“Shoku-ikuでニッポン再生！”とし、従前からある「食育情報フェア」「食育・健康セミナー」「調理技術コンクール」「全調協PR」に加え、今回のイベントテーマにちなみ、従前にはなかった地方自治体を対象とした「地産地消物産展」を新たに設置し、5つのコンテンツで実施した。

第3回フェスタは、再開させることを優先させ、十分な予算確保ができていなかったことから、従前の3分の2程度の規模で実施したが、それにもかかわらず、当日は5,000名近い来場者が集まり、また、NHKのテレビ・ラジオに取り上げられるなど、大きな成果をあげることができた。

4) 養成施設による食品開発の推進

協会は、平成22年度より、調理師養成施設の広報・PRにつなげられるようなオリジナル食品の開発をフードビジネス業界や地元自治体と協同で行う事業の推進を掲げ、その手始めに高島屋新宿店での催事を実施することとして、全国の養成施設に参加を呼びかけてきていたが、催事実施必要数の30校には届かず、2年間実現できないままとなっていた。

3年目となった平成24年度は、打開策の一つとして、高島屋催事のミニ版を各地区のJR駅ビルで開催することを模索したが、これも実現に至らなかった。

そこで、フェスタの「地産地消物産展」の中に、養成施設による開発食品の出展・展示を組み込み、参加を呼びかけたところ、15校が参加し、次のステップにつなげる足掛かりとすることができた。

なお、この出展養成施設には、その功績を称え、「食品開発推進校」の認定プレートを贈呈した。

(2) 食育インストラクター認定登録事業の推進

1) 学生対象認定試験

協会は、食育指導のできる質の高い調理師を輩出していくことを目指

し、「食育インストラクター」認定登録制度を平成19年度より本格的に実施しており、20年度からは、卒業生についても門戸を広げている。

また、平成22年度からは、認定証と併せて食育インストラクターの証となる専用のピンバッジを授与している。

学生を対象とする同制度について、平成24年度は、秋季を平成24年8月25日に、春季を平成25年1月19日に実施し、秋季は17校145名、春季は114校3,860名の計4,005名が受験した。

2) 教員対象認定講習会

教員のための同制度については、平成20年度より本格実施しており、同制度にかかる認定講習会を3年連続で実施した結果、参加者が頭打ちとなったことから、平成23年度は実施を見送り、平成24年度についても、食育推進委員会において、実施の有無を改めて検討したが、やはり未実施とした。

3) 「食育インストラクターⅡ(仮称)」の創設検討

本制度のワンランク上の食育資格創設について、食育推進委員会において、その必要性の是非をめぐり平成22年度から検討を重ねてきたが、最終的に上級資格の創設はしないこととなった。

8 新規事業の企画、検討及び調査（総務部会）

(1) 『資料センター(仮称)』設置にかかる調査、研究

『資料センター(仮称)』の設置については、中長期的な事業計画として、企画、検討及び調査することとしており、本年度は着手することができなかった。

来年度は、①料理に関する古今東西のデータ集積、②廃止養成施設の学籍簿の保管・証明書交付、③料理の特許（発祥・由来・考案者等）の認定などを行う機関等を協会内に設置することについて、調査、研究に着手することとしている。

(2) 奨学金制度の調査、研究

1) 調理師養成施設の学校種は、専修学校（専門課程2年制、専門課程1年制、高等課程3年制、高等課程1年制、一般課程）、各種学校、高等学校、短期大学（本科、別科）、短期大学校等、多岐にわたっている。

2) 現行の奨学制度や教育ローン制度は、対象者の制限、所得制限等の条件の他、適用対象となる学校種が制限されている場合もあることから、昨年度に引き続き現状を把握するための情報収集を行った。

3) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、収入制限の他、利用できる学校種が専修学校専門課程2年制以上、短期大学などに制限されていたが、本年3月この利用制限が緩和（1年制課程での利用等）されることとなり、平成25年度から同機構の奨学金貸与事業に加えられることとなった。

なお、初年度となった平成25年度の専門課程2年制未満への奨学金貸与事業は、3月28日付で同機構から専門課程を置く専修学校長宛に専修学校貸与対象学科認定の出願について通知されており、出願は4月12日に締め切られ、6月初めには認定の可否を通知、奨学生推薦手続は6月25日までとなっている。

4) また、独立行政法人日本学生支援機構の高等学校及び専修学校高等課程を対象とした奨学金制度は、平成17年度において都道府県及びその所管法人に移行されている。

5) 今後、専修学校高等課程3年制未満を対象とした奨学金制度の現状を把握し、既存の奨学金制度の活用促進を図るとともに、必要な改善要望に取り組むこととし、その準備に着手した。

6) 既存の奨学金制度の活用を促進するとともに、協会独自の奨学金制度創設及びそのための財源確保も含めた可能性について、調査、研究を行うこととしている。

(3) 調理師養成施設における留学生の就労ビザの取得要望

1) 留学生の就労ビザ取得については、平成23年度において出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（「上陸許可基準」：法務省令）が改正され、専門士の称号が付与された専門学校卒業生であって、就業しようとする業務内容が就労可能な在留資格（「人文知識・国際業務」、「研究」等）に該当し、履修内容と業務内容に関連性が認められれば在留資格を変更することが可能となった。

2) 協会は、外国人調理師養成施設卒業生の就労ビザ取得について、関係

省庁(東京入国管理局、文部科学省、厚生労働省等)との交渉を継続し、その結果を基に総務部会等で協議した結果、調理師免許を取得した留学生が専門調理師等の受験資格が得られるよう一定期間の就労を可能とする在留資格(「技能」)の要件緩和等について要望することとし、本年3月、要望書の提出先省庁毎に要望内容を整理した原案をまとめた。

- 3) 来年度において、東京入国管理局に在留資格要件の緩和等にかかる要望書を提出することとし、併せて、厚生労働省、文部科学省にその支援を要請することとしている。

2 収益事業

1 図書市販事業(教育振興部会)

一部の協会教材図書について、協会としての市販事業を再開することとし、平成24年度は、通常の市販ルートである取次を通じた書店売りを検討した。

だが、新たな取次口座の取得には、毎月新刊本を出さなければならないなど、養成施設向けの出版を中心とする協会には、実現が難しい条件が課されることなど問題があることから、取次を通さない方法により市販事業を展開することとし、公益社団移行後の平成25年度に、まず、ISBN出版者記号並びに書籍JANコードの取得手続きを行うこととした。

2 編集受託事業(教育振興部会)

協会は、(一社)全国製菓衛生師養成施設協会のテキストの改訂版並びに年次版問題集の出版事業、また国際調理師専門学校の50周年記念誌出版事業について、それぞれ編集業務を受託し、全菓協の制作物2本については、平成24年度内に発刊し、記念誌については、平成25年9月の発刊に向け、スケジュールどおり編集作業を進行した。

3 既刊本の保守管理(教育振興部会)

協会は、従前より、文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会が取り扱っている「日本食品標準成分表」について、同分科会による発表内容に対応しながら、改訂のない年は付録のデータを更新するなどして、毎年、年

次版として『食品標準成分表』を出版している。2013年版は、養成施設向けのみの頒布としたことから、他の教材と同様、平成25年2月に発刊した。

『オールフォト食材図鑑』については、養成施設向けの普及版を必要部数増刷した。

3 共益事業

1 会員事業（総務部会）

(1) 組織の充実強化

1) 正会員

本年度における協会への加入状況は、専修学校2校、高等学校2校の計4校で、退会は廃校等による専修学校1校であった。

2) 常任部会等

協会の運営及び各種の事業を推進するに当たっては、多数の意見を正しく反映させる方法が最善として、本年度までは各種の常任部会等を設置し、その常任部会等を中心に協議を経て、理事会、総会に提案する方法で進めてきた。

公益社団法人への移行に伴い、今後の常任部会等は、組織運営において協会の多岐にわたる事業を分掌して、企画、調査、執行する実行組織として活動することとなった。

3) 地区協議会

本年度の地区協議会における会議、研修会の開催状況は、全国で会議は43回（各地区平均6回）開催され、また、地区会員及び教職員を対象とした研修会は、全国で9回開催された。

公益社団法人への移行に伴い、来年度からの地区協議会活動（定例会議、幹事会、研修会、コンクール地区大会等）は、協会の支部の活動として位置づけ、あらかじめ理事会の承認を得て実施することとなる。

4) 準会員

準会員の入会状況は、本年度において61校2,290名が入会し、昭和51年度からの累計は141,658名となっている。

5) 賛助会員

賛助会員は、現在、16社となっており、協会の事業活動への参画、援助を得ている。協会は、今後も会員、賛助会員相互の理解を深めるために賛助会員懇談会の開催等の企画運営を積極的に推進する必要がある。

(2) 広報活動の展開

1) 機関紙の発行

① 協会は、協会設立の目的を達成するため、養成施設に関する情報の収集、交換、提供等を行う機関紙「全調協ニュース」を昭和49年度に創刊し、昭和53年8月から月刊の定期刊行物とした。その後平成21年度からWeb配信に切替え、会員及び行政等の読者にメールマガジンによりWebへの掲載を案内している。

本年度は通常号として12回発行し、本年度末までに通算484号を発信した。

② 同ニュースは、会員はもとより、地方厚生局、各都道府県衛生部等の行政機関、さらに関係団体等で調理師関係等に関する情報源として活用されており、今後、協会の公益性を広くアピールしていく媒体として広く国民に情報提供を行う機関紙へと方向転換することについて検討していく必要がある。

2) インターネットによる調理師養成施設の情報提供について

① 協会は、調理師養成施設の広報活動の一環としてインターネットメディアを活用し、調理師養成施設についての情報を広く一般に紹介するページ「調理師学校ガイド@Web」を平成12年度より開設している。さらに、同サイトの開設以来、携帯サイト(iモード)の開設、“作ってみよう”等の閲覧ページの新設、会員校のWebサイトとの相互リンク、会員校宛資料請求のフォーム等、養成施設の広報、閲覧者の利便性の向上をめざし、常に改善を図っている。

② 本年度は、スマートフォンやタブレット端末等、多様化するインターネット環境に対応し、ユーザビリティの向上を目的に、調理師学校ガイド@Webを全面リニューアルすることとして、平成25年度の開設をめざし準備を進めた。

同サイトのリニューアルに当たり、新たな特典として、会員校には、各校のタイミングで更新することができる「学校MYページ」を導入する。これは、各会員校の担当者が、学校基本情報だけでなく、オープンキャンパス情報や、食育教室などのイベント情報も随時更新を可能とする仕組みを取り入れた。

この他、コストパフォーマンスを加味しながら、調理師学校ガイド@Webスマートフォン専用サイトの開設や、学校MYページに資料請求機能を付加するほか、学校ガイド@Web内は自動翻訳機能により、英語、中国語、韓国語等多言語対応機能を加えることとした。

さらに、公益社団法人移行に伴い、協会ホームページについても、平成25年4月1日付けでリニューアルすることとし、その準備に着手した。

協会ホームページについては、公益法人として、①協会の活動目的、内容が見やすく、一般に開かれたサイトづくり、②ユーザー別、目的別に迷わず、行き止まりにならないサイトづくり、③PC環境、スマートフォンなどの端末を問わず快適に閲覧できるサイトづくり、④コストの削減を目的としたサイトづくりを目指した。

③ 本年度の同@webへのアクセス状況は、PC版、モバイル版合わせてアクセス件数が約19万件(月平均で約1万6千件)となっており高評を得ている。

昨年度からリンクのみの場合の参加料を無料としたことにより、各養成施設の同@webへの参加状況は、PC版で173校(制作掲載校39校、リンク校134校)、モバイル版87校(制作掲載校43校、リンク校44校)となっている。

また、PC版@webは、資料請求プログラムにより、養成施設入学希望者が希望養成施設の資料をweb上から請求できるものとなっており、本年度は、431名が資料請求プログラムを活用して各養成施設に資料請求を行っている。

2 その他

(1) 会員等への表彰（総務部会）

- 1) 協会は、平成5年度から、「協会表彰規程(平成4年12月制定)」に基づいて、協会の事業に積極的に協力あるいは貢献し、協会の発展、養成教育の振興、養成施設の内容充実に尽力された人に、協会会長からの表彰または感謝状の贈呈を実施している。
- 2) 本年度の表彰または感謝状の贈呈は、第2回通常総会において、協会会長表彰状を役員1名、正会員養成施設8校、正会員教職員33名の計42名に、協会会長感謝状を正会員養成施設2校、正会員教職員42名の計44名に、それぞれ授与または贈呈した。

(2) 調理師養成教育奨励事業の推進（教育振興部会）

昭和49年度から実施している養成教育奨励事業は、養成施設において勉学に励む学生・生徒の資質の向上に寄与するため、極めて優秀な学生・生徒を表彰するとともに、優秀な技能を修得した学生・生徒に対して技能奨励賞を交付している。平成24年度における参加校は、157校であった。

(3) 食品技術管理専門士認定登録事業の普及（教育振興部会）

専門課程2年制卒業者の社会的位置付けを明確にするるとともに、職域及び活動の場の拡大を図り、さらに、自己研鑽意欲等を向上させることを目的としたもので、平成24年度までに44,987名の者が食品技術管理専門士として名称登録されている。

(4) 総合補償制度の周知、普及（総務部会）

協会は、平成23年度から調理師養成施設特有の危機に対応できる補償制度として、①生徒のための保険、②学校・施設のための保険が中心となった「調理師養成施設(学校)専用総合補償制度」を導入している。

この制度は、協会賛助会員である有限会社ウェルフェアサービス(エース損害保険株式会社代理店)が担当窓口となっており、個別に各養成施設を訪問するなど導入に向けた説明を実施するなど、個々の養成施設の実情にあわせた補償制度を確立している。

(5) 友誼団体との連絡提携（総務部会）

本年度における友誼団体との連絡提携事業は、次のとおりであった。

- 1) 平成24年度調理師関係功労厚生労働大臣表彰
 - ① 昭和51年度以来毎年度実施されている調理師関係厚生労働大臣表彰は、本年度は11月20日に実施され、調理師養成功労者として12名が受賞した。
 - ② 厚生労働大臣表彰にかかる受賞祝賀会を調理関係7団体(公益社団法人全日本司厨士協会、公益社団法人日本調理師会、社団法人全職業調理士協会、社団法人日本中国料理協会、社団法人日本技能調理士協会、社団法人調理技術技能センター及び当協会)の主催により、日比谷松本楼において実施した。
- 2) 健康増進及び食生活改善並びに食育啓蒙等に関する国に施策及び行事等への参加等協力

本年度において協力し、周知を図った健康増進、食生活改善及び食育推進等に関する厚生労働省等関係行事は、次のとおりであった。

 - ① 第7回食育推進全国大会

実施日 平成24年6月16日(土)～17日(日)
主 催 内閣府、横浜市
 - ② 健康増進普及月間

実施日 平成24年9月1日(土)～30日(日)
主 催 厚生労働省 他
 - ③ 食生活改善普及運動

実施日 平成24年9月1日(土)～30日(日)
主 催 厚生労働省 他

4 法人運営に関する事業

- 1 本部組織の機能強化(総務部会)
 - (1) 公益社団法人への移行認定
 - 1) 平成22年度第2回通常総会において、「公益社団法人」への移行を目指すことを決定し、平成23年度は、公益社団法人移行にかかる課題を整理し、具体的な処理を進めるとともに、既存事業の事業仕分け、定款変

更の案(ドラフト)、定款関連規程の整備を行うなど、専門家のアドバイスを受けるとともに内閣府公益認定等委員会事務局との事前相談を重ねた

- 2) 本年度において、公益社団法人移行認定申請に向けての課題処理等がクリアとなり、移行認定申請書及び関連資料を作成し、三役会議の最終確認を経て、6月28日付で内閣府に対し正式申請を行った。

その結果、11月26日内閣府公益認定等委員会事務局から、11月22日付で同委員会が内閣総理大臣宛に協会が公益認定の基準に適合すると認める旨の答申を行った旨の内示があり、12月3日には同委員会ホームページで同答申が公表された。

申請後、同委員会事務局から約40項目にわたる確認事項の照会があり、公益法人移行の専門家の指導の下にその対応を続け、その後、同委員会事務局常勤委員会を経て公益認定等委員会において審査されていた。

3月28日付で、内閣総理大臣から「公益社団法人」として認定する旨の認定書が交付され、新たに公益社団法人としてスタートすることとなった。

- 3) 移行設立登記に当たっては、旧社団法人の廃止登記、新公益社団法人の設立登記(役員変更登記を含む。)及び公益社団法人全国調理師養成施設協会会長印の印鑑登録に関する申請書類の事前提出を行い、平成25年4月1日付の登記を行った。

(2) 協会運営諸規程の整備

- 1) 公益社団法人への移行に伴い、協会は、平成23年度より協会運営諸規程の全面的な見直しを行った。
- 2) 今回の見直しにより整備した協会運営諸規程は、次のとおりである。
 - ① 役員の就任年齢に関する規程
 - ② 組織運営規程
 - ③ 事業分掌規程
 - ④ 地区協議会(支部)運営規則
 - ⑤ 会計処理規程
 - ⑥ 事業安定化基金及び管理運営資金に関する規程

- ⑦ 特定費用準備資金等取扱規程
- ⑧ 資金運用管理規程
- ⑨ 表彰規程
- ⑩ 慶弔内規
- ⑪ 旅費規程
- ⑫ 事務局組織及び運営に関する規程
- ⑬ 公印管理使用規程
- ⑭ 就業規則
- ⑮ 給与規程
- ⑯ 育児・介護休業等に関する規程
- ⑰ 定年後の継続雇用に関する規則
- ⑱ 退職金支給規程
- ⑲ 職員貸付金規程

(3) 事務局

1) 事務所の移転

協会は、協会事務局が入居しているビルの賃貸人から9月にビルの老朽化に伴う事務所の賃貸借契約の解除と明け渡し要請があり、総務部会、三役会議等を中心に検討を進め、2月7日開催の本年度第2回理事会において、移転時期を公益社団法人移行と同日(平成25年4月1日)とし、移転先を新中央ビル(渋谷区代々木2丁目13番4号)とすることを決定するとともに、移転準備作業を行った。

公益社団法人移行登記と同時に事務所移転の登記を行った。

2) 事務局人員体制

本年度は、株式会社調理栄養教育公社の解散に伴い、同社従業員のうち1名を受け入れたことによる増員を行った。その結果、事務局長1名、事務局員12名の計13名による人事体制であった。

2 支部組織の役割の周知と本部組織との連携(総務部会)

(1) 地区協議会(支部)の運営にかかる実務者勉強会

- 1) 協会の公益社団法人移行に伴い、地区協議会を定款上の支部組織として位置づけ、その運営実務についての勉強会を3回にわたって実施した。

2) 公益社団法人移行後の地区協議会運営の方向性については、地区協議会活動そのものは基本的に従来と大きく変わるものではないが、その実施面において、従前は各地区協議会が事業を決定してその活動を行うことができたが、今後は地区協議会が実施しようとする事業について、事前に理事会承認を得ること、また、地区協議会の会計処理についても、従来は独立した形で行っていたが、協会本体との一体型となるため、その事務処理方法の一部を変更した。

3) 勉強会は、公益法人制度における支部のあり方、地区協議会の運営にかかる規程、実務的な内容についての質問や意見、課題等をQ&A形式にまとめた資料を使って説明が行われるとともに、会計事務処理要領については、事務処理フローチャートによりその流れを確認するとともに、地区協議会事業予算書の作成については、会員事業及び法人事業にかかる事業予算の作成例を基に、留意事項等について説明が行われ、意見交換を行うなど、具体的な事務処理の進め方を確認した。

(2) 地区協議会(支部)の役割と本部組織の連携

1) 地区協議会(支部)の活動は、公益目的事業、会員事業(共益事業)、法人事業に区分され、理事会の承認を得て実施するものとなる。

2) 地区協議会が実施する研修会は、受講対象者、テーマなどで公益目的事業か、会員事業かに事業区分されることとなるなど、その取扱いに十分留意することが必要となっている。